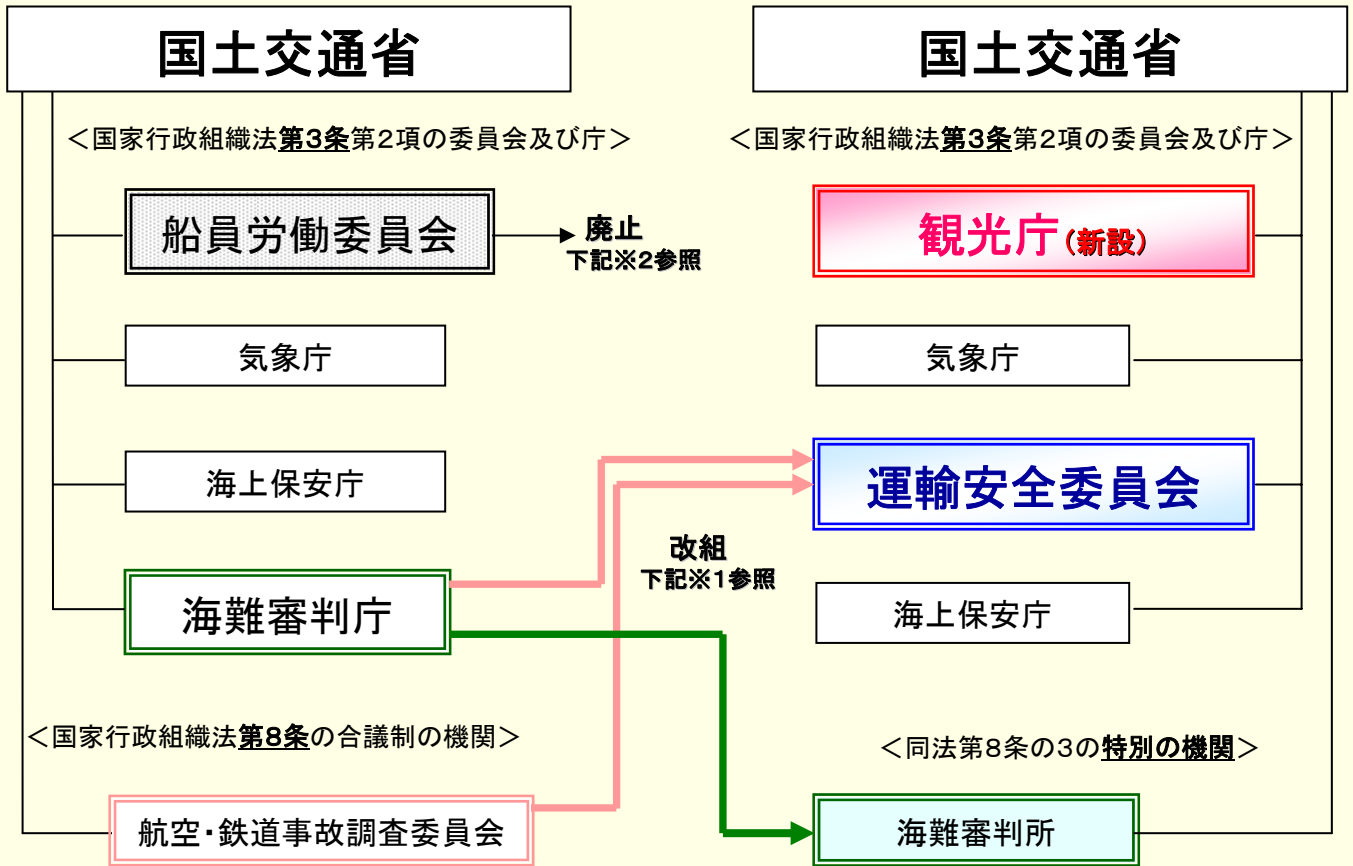


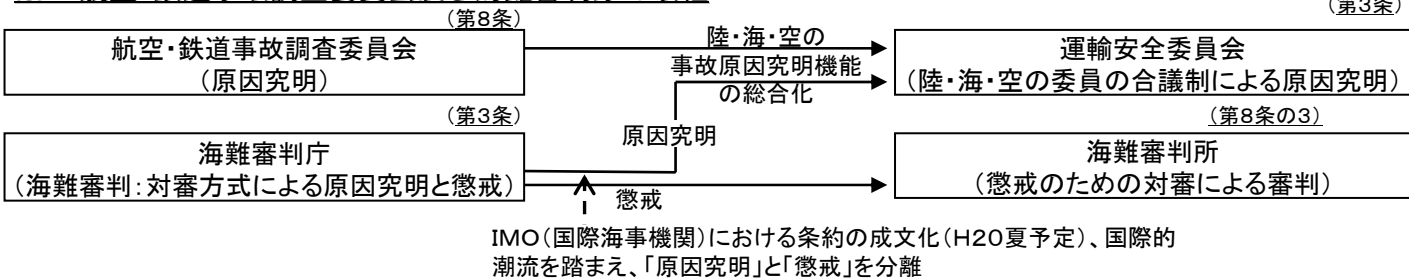
# ●国土交通省設置法等の一部を改正する法律案

＜予算関係法律案＞

国土交通省の組織に関し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因究明並びに海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとするほか、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講ずる。



## ※1 航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁の改組



## ※2 船員労働委員会の廃止及びその事務の移管

